

資料 4

次期大阪市障がい福祉計画・
障がい児福祉計画の策定及び
大阪市障がい者支援計画の
中間見直しについて

計画策定について

■計画期間について、障がい者支援計画は中間見直し後の令和5年度、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和3～5年度までの3年間。

計画の策定にかかる基本的な考え方

全体構成については、各章・各項目は現計画を引き継ぐ。
以下の項目を考慮し作成。

- 国の動向（法改正等の反映） ■基礎調査（ニーズ把握）から見てきた課題の反映
- 国基本指針の見直し反映（新たな成果目標等） ■各委員からの意見反映

計画策定スケジュール

- 令和2年5～9月 ワーキング会議（計画素案の検討）
- 令和2年9～10月 障がい者施策推進協議会 各専門部会
- 令和2年10月（予定） 障がい者施策推進協議会（計画素案の審議）
- 令和2年12月（予定） パブリック・コメント実施
- 令和3年2～3月頃 計画策定・推進部会及び障がい者施策推進協議会（計画案の審議）
- 令和3年3月末 次期計画策定

次期計画の概要

第1部. 総論

- 障害者基本法に基づく「障がい者支援計画」、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を令和3年3月に一体的に策定
- 障がい者支援計画は平成30～令和5年度の6年間で計画期間としており、策定から3年後の中間見直し
- 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画が令和3～5年度を期間として策定

障害者基本法の理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

基本方針

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

計画推進にあたっての基本的な方策

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージに沿った支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進

国の基本指針の見直し

- 地域における生活の維持・継続の推進
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 発達障がい者支援の一層の充実
- 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障がい福祉サービスの質の向上
- 福祉人材の確保

国の動向など

(主なもの)

- ・「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」公布
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行 等

ワーキング会議での議論

(主なもの)

- ・新型コロナウイルス感染拡大にかかる文言を追加すべき
- ・情報に対するアクセスについて追記すべき
- ・就労定着支援事業の充実が必要
- ・障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう文言を追記すべき
- ・8050問題の追記及び、ひきこもりについて、精神障がい者だけの問題ではないため、課題として盛り込むべき 等

国の基本指針の見直し

(成果目標)

- 1 施設入所者の地域生活への移行（整理・継続）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（整理・拡充）
- 3 福祉施設からの一般就労への移行等（整理・拡充）
- 4 地域生活支援拠点等における機能の充実（整理・継続）
- 5 障がい児支援の提供体制の整備（拡充）
- 6 相談支援体制の充実強化等（新規）
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）

第2部. 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・広報
- 2 情報とコミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動

第3章 地域生活への移行

- 1 施設入所者の地域移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

第4章 地域で学び・働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安心・安全

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

第3部. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

成果目標

- 1 入所施設利用者の地域移行
 - ・令和2年度末までに79人を地域生活に移行等
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数1年平均 316日以上（令和5年度）等
- 3 福祉施設からの一般就労
 - ・令和2年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を1,168人とする等
- 4 地域生活支援拠点等の整備
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援の充実・強化等
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築
 - ・報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起等

主な障がい福祉サービスの見込量

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問系サービス | 月あたり利用者数 | 17,599人 | 18,420人 | 19,421人 |
| | 月あたり利用時間 | 600,857時間 | 622,674時間 | 646,042時間 |
| 通所系サービス | 月あたり利用者数 | 17,710人 | 18,064人 | 18,426人 |
| | 月あたり利用日数 | 288,971日 | 294,799日 | 300,759日 |
| 居住系サービス | グループホーム | 3,201人 | 3,490人 | 3,805人 |
| | 施設入所支援 | 1,296人 | 1,291人 | 1,285人 |

障がい者等基礎調査から見てきた課題の反映

- 災害時の対策について
- 親なき後の支援について
- 引きこもりがちな人への支援について
- 福祉・介護人材不足への対応について
- 医療的ケア児への支援について